

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る感染症一覧

		No	疾患名
1	類	1	エボラ出血熱
		2	クリミア・コンゴ出血熱
		3	痘そう
		4	南米出血熱
		5	ペスト
		6	マールブルグ病
		7	ラッサ熱
2	類	8	急性灰白髄炎
		9	結核
		10	ジフテリア
		11	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
		12	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
		13	鳥インフルエンザ(H5N1)
		14	鳥インフルエンザ(H7N9)
3	類	15	コレラ
		16	細菌性赤痢
		17	腸管出血性大腸菌感染症
		18	腸チフス
		19	パラチフス
4	類	20	E型肝炎
		21	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）
		22	A型肝炎
		23	エキノコックス症
		24	黄熱
		25	オウム病
		26	オムスク出血熱
		27	回帰熱
		28	キャサヌル森林病
		29	Q熱
		30	狂犬病
		31	コクシジオイデス症
		32	サル痘
		33	ジカウイルス感染症
		34	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）
		35	腎症候性出血熱
		36	西部ウマ脳炎
		37	ダニ媒介脳炎
		38	炭疽
		39	チクングニア熱
		40	つつが虫病
		41	デング熱
		42	東部ウマ脳炎
		43	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）
		44	ニパウイルス感染症
		45	日本紅斑熱
		46	日本脳炎
		47	ハンタウイルス肺症候群
		48	Bウイルス病
		49	鼻疽
		50	ブルセラ症
		51	ベネズエラウマ脳炎
		52	ヘンドラウイルス感染症
		53	発しんチフス
54	ポツリヌス症		
55	マラリア		
56	野兎病		
57	ライム病		
58	リッサウイルス感染症		
59	リフトバレー熱		
60	類鼻疽		
61	レジオネラ症		
62	レプトスピラ症		
63	ロッキー山紅斑熱		

		No	疾患名
5	類	64	アメーバ赤痢
		65	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）
		66	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
		67	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）
		68	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）
		69	クリプトスポリジウム症
		70	クロイツフェルト・ヤコブ病
		71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
		72	後天性免疫不全症候群
		73	ジアルジア症
		74	侵襲性インフルエンザ菌感染症
		75	侵襲性髄膜炎菌感染症
		76	侵襲性肺炎球菌感染症
		77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）
		78	先天性風しん症候群
		79	梅毒
		80	播種性クリプトコックス症
		81	破傷風
		82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
		83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
		84	百日咳
		85	風しん
		86	麻しん
		87	薬剤耐性アシネトバクター感染症

		No	疾患名
5	類	88	RSウイルス感染症
		89	咽頭結膜熱
		90	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
		91	感染性胃腸炎
		92	水痘
		93	手足口病
		94	伝染性紅斑
		95	突発性発しん
		96	ヘルパンギーナ
		97	流行性耳下腺炎
		98	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
		99	新型コロナウイルス感染症（（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）
		100	急性出血性結膜炎
		101	流行性角結膜炎
		102	性器クラミジア感染症
		103	性器ヘルペスウイルス感染症
		104	尖圭コンジローマ
		105	淋菌感染症
		106	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）
		107	細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）
		108	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
		109	マイコプラズマ肺炎
		110	無菌性髄膜炎
		111	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
		112	薬剤耐性緑膿菌感染症

		No	疾患名
疑似症定点		113	1 法第14条で定める疑似症（発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。）